

引取業者登録通知書

住 所 岩手県盛岡市乙部5地割158番地1

氏 名 盛岡産資源株式会社
代表取締役 村上 一夫

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第44条第2項の規定により、下記のとおり引取業者として登録したことを通知します。

盛岡市長 谷 藤 裕 明



登録の年月日 平成31年 1月26日

登録の有効年月日 平成36年 1月25日

1. 登録の更新の状況

平成16年 1月26日 新規登録
平成21年 1月26日 更新登録
平成26年 1月26日 更新登録
平成31年 1月26日 更新登録

2. 引取業を行うすべての事業所の名称及び所在地

事業所の名称	所在地
盛岡産資源株式会社	岩手県盛岡市乙部5地割158番地1

以下余白